

# 富士川町公共下水道経営戦略

計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度



山梨県富士川町

## 目 次

1. 経営戦略策定の背景と趣旨	1
2. 富士川町下水道事業の現状	2
(1) 事業の現状	2
(2) 民間活力の状況	6
(2) 資産状況	6
3. 経営状況の分析と問題点	8
(1) 収益的収支比率	8
(2) 企業債残高対事業規模比率	8
(3) 経費回収率	9
(4) 汚水処理原価	9
(5) 水洗化率	9
(6) 老朽化の現状について	10
(7) 全体総括	10
4. 経営の基本方針	13
(1) 流域関連公共下水道の推進	13
(2) 下水道事業運営の安定化	13
5. 今後の投資計画と経営戦略	13
(1) 人口推計	13

(2) 計画の前提条件	14
(3) 投資財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	19
(4) 投資財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要	20
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	22

## 1. 経営戦略策定の背景と趣旨

富士川町の下水道事業は、公営企業法の適用をしていませんが、下水道事業は公営企業法に準じた運営が必要であり、また、国の指導も将来的に全ての下水道事業の公営企業法適用による公営企業への移行を求めている状況です。

公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っています。

現在、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等も見込まれる等、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

一方で、公営企業法適用や会計基準の見直し、公営企業の抜本的改革、アセットマネジメントの検討をはじめ、公営企業の経営の実情のより一層の把握や経営健全化に係る取組も着実に進められているところです。

こうした状況下で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要となります。

これらの背景を踏まえ、公営企業については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知。以下「留意事項通知」という。）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請しています。

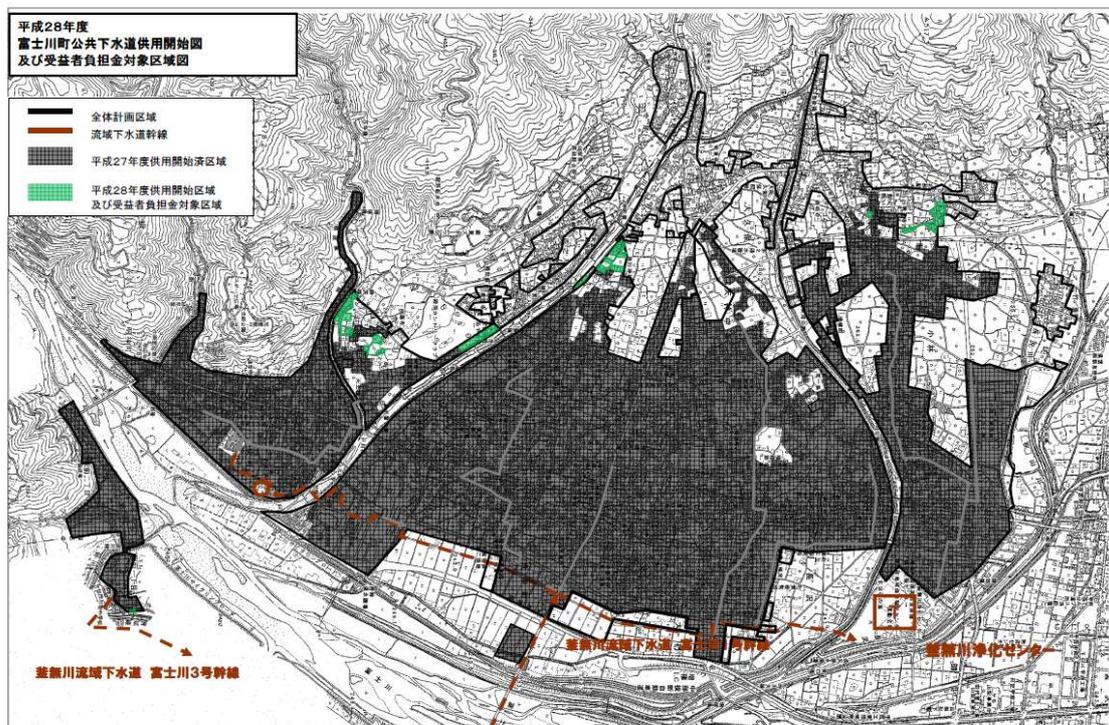
## 2. 富士川町下水道事業の現状

### (1) 事業の現況

本町の公共下水道は、釜無川周辺水域の汚濁防止を目的とし、昭和61年度に山梨県と近隣7市町村が連携して釜無川流域下水道を発足したことから、同年、その関連公共下水道として事業に着手し、上位計画の変更や事業の進捗に合わせて、適宜、計画の見直しを行ってきました。

本町においては平成22年3月8日に釜無川流域下水道関連市町であった旧増穂町と旧鵜沢町とが合併して富士川町になり全体計画区域（污水）は504.2haとなり、平成25年度には全体計画の見直しを行い、全体計画区域が52.5haとなりました。

また、平成23年3月に合併による処理区分の見直しと区域の拡大を行い事業計画区域が462.6haとなり、平成24年度に山王土地区画整理事業の具体化により、富士川駅前通りの2.5haを拡大し465.1haに、平成28年度末における下水道整備率は約83%（395ha）となっています。



① 供用開始年度

平成5年度（供用開始後23年）

② 法適（全部適用・一部適用）非適の区分

非適 現在固定資産台帳整備中であり法適化を検討中

③ 処理区域内人口密度

3,094.15人/km<sup>2</sup>（平成27年度末実績）

④ 流域下水道等への接続の有無

釜無川流域下水道に接続

⑤ 処理区数

8 処理区分

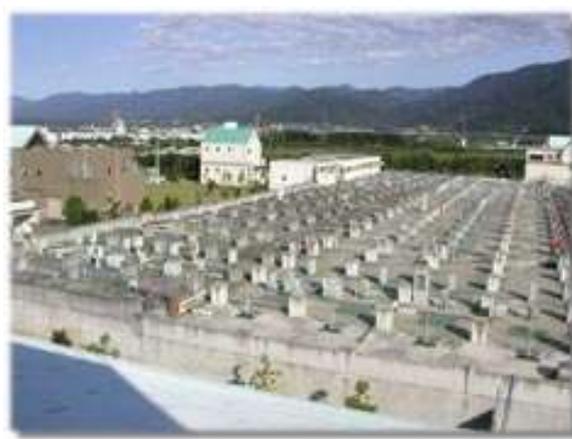
（第30処理区分、第31-1処理区分、第31-2処理区分、第32処理区分、第32-2処理区分、第33処理区分、第34処理区分、第37-2-1処理区分）

⑥ 処理場数

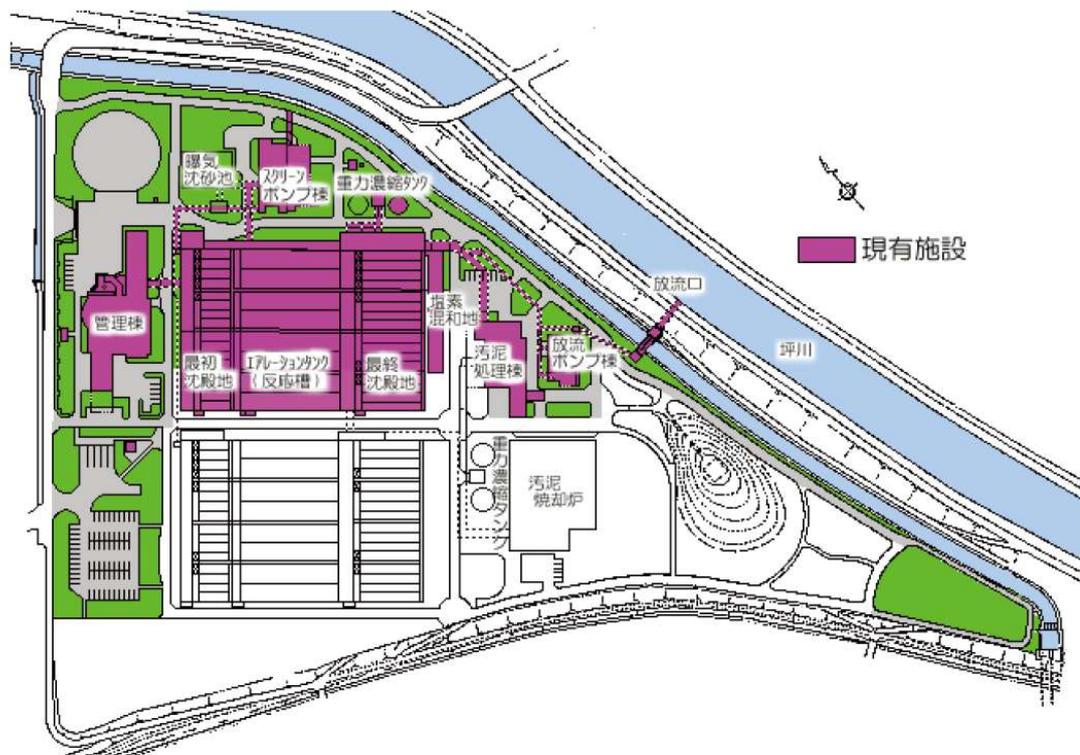
本町は釜無川流域下水道に接続しており、処理場はありません。

釜無川浄化センターは、県都甲府市の西部に位置し、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町の7市町の汚水を一括処理する終末処理場として、平成5年4月に供用開始されました。

その後、流入量の増加に伴って段階的に増設が行われ、平成28年度末現在の処理能力は74,000m<sup>3</sup>/日となっています。汚水は標準活性汚泥法により処理され、坪川に放流されています。



【釜無川浄化センター平面図】



### ⑦広域化・共同化・最適化実施状況

本町の汚水処理状況は、人口が集中している都市計画区域の大半が公共下水道で整備済みとなっているため、普及率は高い状況ですが、その他の区域については、更なる生活環境向上のために汚水処理施設整備の促進に努めていく必要があります。

本町では、平成 38 年度までに計画区域内の整備を完了させる予定であるが、未完了のものが出た場合は継続して整備を行う。これら汚水処理施設をより効率的に整備するために、平成 26 年度に「富士川町公共下水道事業計画（釜無川流域水道関連）」を見直ししている。

### ⑧使用料

本町の下水道の使用料体系は、使用水量に応じた従量制とその増加に伴って単価を高くする累進制をとる体系となっています。また、水道料金に合わせた毎月の使用料で徴収しています。

また、公衆浴場用と臨時用の料金についても別途設定しております。

(表 1-1)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金(税込)	10m <sup>3</sup> 以下	880円
	超過料金(税込) (1 m <sup>3</sup> につき)	11 m <sup>3</sup> から 40m <sup>3</sup> まで	110円
		41 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	130円
		201 m <sup>3</sup> 以上	155円
業務用使用料体系の概要・考え方	<公衆浴場用>		
	基本料金(税込)		3,000円
	超過料金(税込) (1 m <sup>3</sup> につき)	41 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	70円
201 m <sup>3</sup> 以上		70円	
その他の使用料体系の概要・考え方	<臨時用>		
	超過料金(税込) (1 m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> 以下	120円
		11 m <sup>3</sup> から 40m <sup>3</sup> まで	120円
		41 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	120円
201 m <sup>3</sup> 以上		120円	

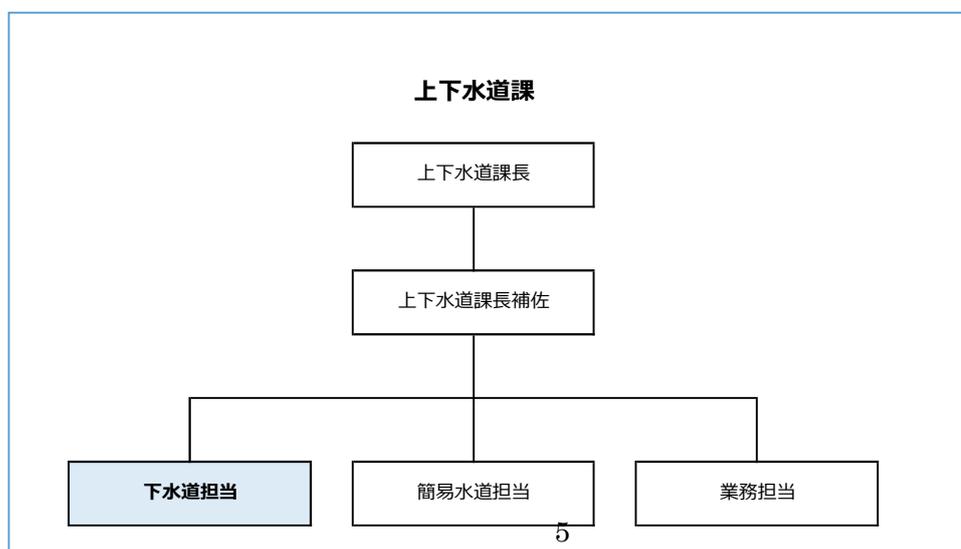
条例上の 使用料(20 m <sup>3</sup> あたり)	平成 26 年度	1,780 円	実質的な使 用料(20 m <sup>3</sup> あたり)	平成 26 年度	1,780 円
	平成 27 年度	1,780 円		平成 27 年度	1,780 円
	平成 28 年度	1,780 円		平成 28 年度	1,780 円

## ⑨組織

### (ア) 職員数

平成 28 年 4 月 1 日現在 6 名(上下水道課)

### (イ) 事業運営組織



## (2) 民間活力の活用

### ①民間活用の状況

#### (ア) 民間委託 (包括的民間委託を含む)

使用料検針業務等、管渠清掃・テレビ調査業務、水質検査業務、マンホールポンプ保守業務等を委託しています。

#### (イ) 指定管理者制度

釜無川流域下水道で、富士川町にある終末処理場の管理は、山梨県で実施しているため、町では指定管理者制度は活用していません。

#### (ウ) PPP・PFI

釜無川流域下水道で、富士川町にある終末処理場の管理は、山梨県で実施しているため、町ではPPP・PFIは活用していません。

### ②資産活用の状況

#### (ア) エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)

本町には、管渠関連施設(小規模なマンホールポンプ)はありますが、エネルギー利用はしていません。

#### (イ) 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)

未利用土地・施設等はないため、土地・施設等の利用活用等はしていません。

## (3) 資産状況

富士川町公共下水道は、平成 38 年度までにすべての整備を終了する予定です。これまでの整備状況と計画期間における整備計画は以下の通りとなっています。

なお、本計画策定に際しては、公営企業としての経営状況をより正確に把握するため、官庁会計ではなく企業会計を適用したと仮定した試算を行っています。よって、表 1-2 における下水道事業費は税抜処理をしております。

平成 28 年度までに本町では 136.4 億円の整備を行っており、それに伴う国庫補助金及び受益者負担金は 45.7 億円となっています。

また、平成 28 年度末における減価償却後の下水道事業に係る資産額は 104.2 億円であり、取得価額に対する老朽化比率(減価償却累計額÷取得価額×100%)は、23.6%となっています。

本町の下水道事業の供用開始は平成 5 年 4 月と比較的新しいため、現段階で

老朽化や大規模修繕の心配をすることはないが、最終年度予定である平成38年度には老朽化率が35%を超え整備開始から35年以上経過をするため、平成39年度以降を見据えて、設備の大規模修繕のための計画をしておく必要があります。

表1-2

富士川町下水道における資産の状況

(単位：千円、%)

	～平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
下水道事業費	13,634,463	196,531	151,734	151,735	148,148	148,148
減価償却費	3,215,254	248,994	245,851	240,745	237,104	235,291
期末帳簿価額	10,419,209	10,366,746	10,272,629	10,183,619	10,094,663	10,007,520
国庫補助金・受益者負担金	4,577,035	148,000	90,130	90,131	88,000	88,000
長期前受金戻入額	1,328,548	91,541	91,541	91,541	91,541	91,541
長期前受金残高	3,248,487	3,304,946	3,303,535	3,302,125	3,298,584	3,295,043
取得価額(事業費累計)	13,634,463	13,830,994	13,982,728	14,134,463	14,282,611	14,430,759
減価償却累計額	3,215,254	3,464,248	3,710,099	3,950,844	4,187,948	4,423,239
資産老朽化率	23.6%	25.0%	26.5%	28.0%	29.3%	30.7%

(単位：千円、%)

	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
下水道事業費	148,148	148,148	138,889	138,889	138,889
減価償却費	238,511	238,004	233,663	233,663	232,988
期末帳簿価額	9,917,157	9,827,301	9,732,527	9,637,753	9,543,654
国庫補助金・受益者負担金	88,000	88,000	82,500	82,500	82,500
長期前受金戻入額	91,541	91,541	91,541	91,541	91,541
長期前受金残高	3,291,502	3,287,961	3,278,920	3,269,879	3,260,838
取得価額(事業費累計)	14,578,907	14,727,055	14,865,944	15,004,833	15,143,722
減価償却累計額	4,661,750	4,899,754	5,133,417	5,367,080	5,600,068
資産老朽化率	32.0%	33.3%	34.5%	35.8%	37.0%

### 3. 経営状況の分析と問題点

平成 29 年度に平成 28 年度決算「経営比較分析表」を策定・公表していますが、この経営分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

#### (1) 収益的収支比率

計算式：経常収益÷経常費用

収益的収支比率は 100%以上が望ましいのですが、本町では平成 28 年度実績で 64.65%となっています。

本町は公営企業会計に移行していないため、経営比較分析表では法非適企業としての指標（収益的収支＝総収益÷（総費用+地方債償還金）×100）が掲載されているが、法適用企業の指標である「経常収支比率（（経常収益÷経常費用）×100）を当てはめると 114.5%となります。この数値から判断すると、民間企業でいうところの黒字決算ということになります。

しかし、平成 29 年度から経費が大幅に増加し、一般会計繰入金が増減したことなどから、経常収支比率は一気に悪化し、平成 29 年度には 86.9%に低下します。すなわち、赤字転落ということになります。

平成 29 年度より使用料改定を実施していますが、それ以上に経費の増加が発生し、一般会計繰入金に依存せざるを得ない状況となっています。

#### (2) 企業債残高対事業規模比率

計算式：
$$\frac{\text{企業債残高} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}}$$

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

平成 28 年度の実績は 20.18%であり、類似団体平均額 1,111.31%と比較し低い水準です。事業規模に見合った投資額の見直しが必要ですが、平成 38 年度まで事業計画があることと、今後も使用料改定を予定しているため、今後さらに改善できる可能性があります。

### (3) 経費回収率

経費回収率は 43.52%と、類似団体平均 75.54%を下回っており、使用料で回収すべき経費を賄えていないことになります。

適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。また、水洗化率の向上も図る必要があります。

本町における下水道使用料は、釜無川流域下水道を活用している、類似団体と比較しても低い水準です。

国も、維持経費や更新費用などを含めた料金設定を推奨しており、今後料金改定も視野に入れることを検討しなければなりません。

表 2

H28年	人口(人)	面積(k㎡)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(k㎡)	処理区域内人口密度(人/k㎡)	普及率	有収率	使用料
富士川町	15,668	112.0	12,229	3.95	3095.95	78.4%	95.8%	1,780
斐崎市	30,298	143.7	19,556	7.99	2447.56	64.8%	94.3%	1,674
南アルプス市	72,236	264.1	33,352	12.42	2685.35	46.3%	96.7%	1,670
甲斐市	75,373	72.0	55,432	12.13	4569.83	78.8%	96.1%	1,674
中央市	30,966	31,069.0	21,577	4.85	4448.87	70.2%	96.5%	1,944
昭和町	19,728	9.1	16,464	4.91	3353.16	83.6%	96.2%	2,376
市川三郷町	16,366	75.2	462	4.46	103.59	2.8%	100.0%	2,690

### (4) 汚水処理原価

汚水処理原価は、232.75 円と類似団体平均の 207.96 円より高い水準です。

類似団体平均値は減少傾向でしたが、平成 28 年度に増加しております。一方、本町ではわずかながら減少傾向となっておりますが、ほぼ横ばいといえます。

必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減などが必要となります。

また、釜無川流域下水道に接続している自治体の有収率は当町も含め、全体的に高めであり、現段階では問題はないものといえます。

ただし、今後設備の老朽化が進むにつれて、不明水などの増加などにより有収率が低下する可能性もあるため、定期的な点検などの事前対策が必要となります。

### (5) 水洗化率

水洗化率は、平成 28 年度で 87.51%と類似団体平均値 83.91%よりも 3.6 ポ

イント高い水準です。水質保全の観点からも、使用料徴収の増加を図るため、水洗化率 100%を目標に取り組む必要があります。

## (6) 老朽化の状態について

本町においては、下水道の供用開始が平成 5 年度と比較的新しいため、管渠の耐用年数（50 年）を勘案すると、当面は老朽化対策よりも公共下水道未普及地域の解消に力を入れている状況です。

しかし、計画の最終年度である平成 38 年度には設置から 35 年が経過するため、老朽化対策や資金手当てを講じる必要があります。

## (7) 全体総括

富士川町下水道事業は、企業会計として独立採算を考えた場合、前述の経常収支比率の改善と老朽化対策が今後の課題となります。

課題解決のための方法としては、以下の取組みが必要であると考えられます。

- (ア) 普及率の向上
- (イ) 有収率の向上（不明水の削減）
- (ウ) 老朽化対策
- (エ) 使用料金の改定

これらの取組みの実施については、経営状況等により変わってきますが、(ア)については普及率 78.43%であり、啓発等により接続率増加への努力が必要です。

(イ)(ウ)については、本町の有収率は 95.8%と高く、現段階では大きな問題とはなりません。老朽化が進むにつれて、不明水の増加が想定されますので、今から対策を行う必要があります。

(エ)については、独立採算と受益者負担の原則により近い将来必要になると予測されるが、他の排水処理事業との負担のバランスや、平成 31 年 10 月の消費税改定により公共料金に限らず、住民負担が増えることは確定していることから、改定時期等は慎重に検討を進める必要があります。

以上の事を加味し、上記の取組みの優先順位、実施時期、取組みの困難性を検討しました。

取組み内容	優先順位	実施時期	取組みの困難性
(ア) 普及率の向上	A	平成 28 年度以降 毎年実施	本町の人口推計は減少の一途となっているため、普及率の向上は避けて通れない課題です。 啓発活動等により普及率の向上を図る必要があります。
(イ) 有収率の向上	B	平成 32 年度以降	現段階における不明水等の問題は深刻ではありませんが、今後老朽化が進むにつれて、不明水の増加が懸念されます。 有収率を低下させないためにも、事前の対策が必要です。
(ウ) 老朽化対策	B	平成 32 年度以降	老朽化対策については、本町では大きな事故等が発生していませんが、供用開始から 23 年経過していることから、引き続き管渠及びマンホールの調査点検を実施し計画的な修繕・改築計画等を策定し事業を進める必要があります。
(エ) 使用料金の改定	A	平成 32 年 4 月	収益的収支比率の向上及び、上記老朽化対策のための財源確保のために、然るべき時期に料金改定を検討する必要があります。 仮に平成 31 年 10 月に消費税率の改定があった場合、すでに平成 29 年度に使用料改定を行っており、さらに下水道料金以外にも町民の経済的負担が増加するため、消費税率改定に合わせた使用料改定は難しいと思われます。 他自治体の動向も勘案した上での判断が必要であり、慎重さが求められます。

## 経営比較分析表（平成28年度決算）

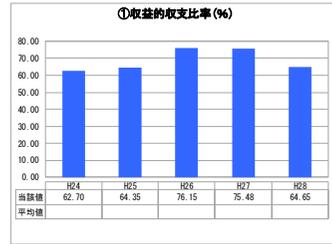
山梨県 富士川町

業種名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	78.43	95.76	1,780

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
15,668	112.00	139.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
12,229	3.95	3,095.95

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成28年度全国平均

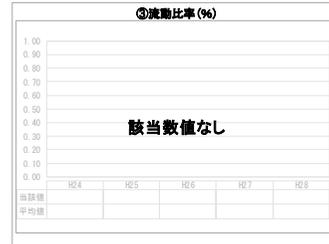
### 1. 経営の健全性・効率性



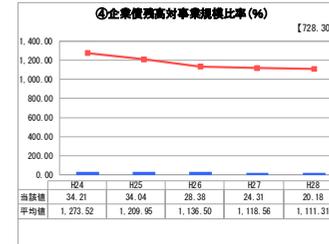
「単年度の収支」



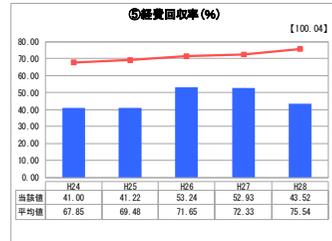
「累積欠損」



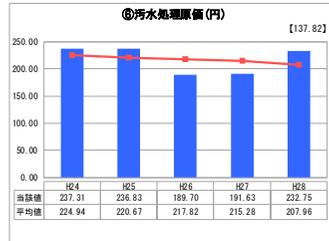
「支払能力」



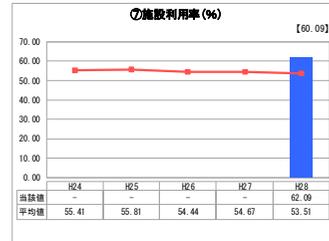
「債務残高」



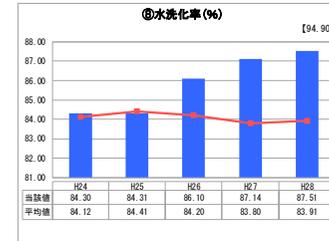
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

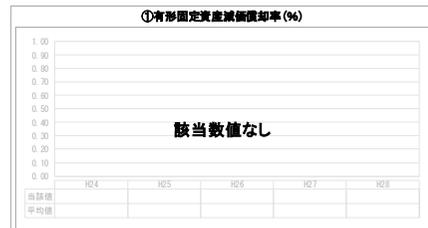


「施設の効率性」

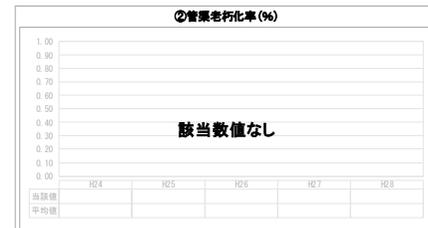


「使用料対象の捕捉」

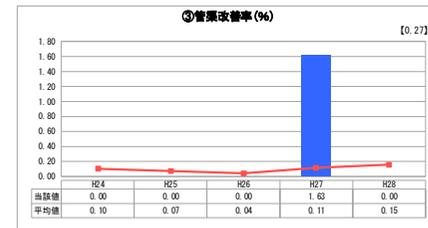
### 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

・単年度の収支は1-①収益的収支比率が100%を下回っていることから赤字である。現在も施設整備による経費償還金と汚水処理に係る費用を使用料収入で賄っていない状況であり、一般会計からの繰入金に依存した経営状況である。平成29年度に使用料の改定を行い経営改善の実施を図っている。  
 ・経費回収率については、平均値より低い状況であるので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。また水洗化率の向上も図る必要がある。

#### 2. 老朽化の状況について

・本町の公共下水道は、供用開始から約23年経過していることから、毎年管渠調査を実施している。その結果、事故等に繋がる大きな損傷は見られないが、引き続き管渠調査を実施するとともに、必要な財源を確保し緊急性や重要性の高い管渠から更新等を進める。

#### 全体概括

・経営の健全性及び効率性について、一般会計からの繰入金に依存した経営をしていることから、この状況を改善すべく平成29年度に使用料の料金改定を実施し使用料収入による収益的確保を図った。また水洗化率向上に向け、処理区域内の住民に対し早期の下水道接続の啓発を推進し、特に整備済み区域内の未接続の世帯等については、戸別訪問等による接続要請を積極的に行う。  
 ・老朽化対策については、本町では大きな事故等は発生していないが供用開始から23年経過していることから、引き続き管渠及びマンホールの調査点検を実施し計画的な修繕・改築計画等を策定し事業を進める。

※ 法適用企業と類似団区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 4. 経営の基本方針

### (1) 流域関連公共下水道の推進

富士川町総合計画及び富士川町公共下水道事業計画（釜無川流域下水道関連）に基づき、事業認可計画区域の下水道整備を計測して推進し、適正で計画的な整備に努めます。また、要望保全的管理を計画的に行い、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化に努めます。

### (2) 下水道事業運営の安定化

今後の事業運営の経営方針の在り方を検討し、適切・効率的な事業選択により下水道事業運営の安定化に努めます。

## 5. 今後の投資計画と経営戦略

### (1) 人口推計

本計画を策定するに際し、本町における将来の人口推計を表3の通り設定しました。

平成27年度以降は、一般社団法人国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によります。

表3

	(単位:人)							
	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
人口	17,405	16,307	15,294	14,372	13,431	12,494	11,591	10,702
世帯数	5,907	6,267	6,300	5,926	6,015	5,595	5,191	4,793
1世帯当たり人口	2.95	2.60	2.43	2.43	2.23	2.23	2.23	2.23
下水道計画人口	-	-	15,812	15,050	-	-	-	-
※平成27年以降は社人研の推計による								
※平成42年度以降の1世帯当たり人口は平成37年度の数値を維持するものとする								
※下水道計画人口はH26 富士川町公共下水道事業計画 事業計画変更協議申出書より								

## (2) 計画の前提条件

- ①平成 38 年度までに概ね未整備地区の整備を完了予定。
- ②損益に関する数値は発生主義に基づき調定額にて計算
- ③管渠及び公共柵の耐用年数は 50 年、舗装工事は 10 年としています。
- ④一般会計繰入金は、平成 29 年度並みの 100,000 千円を維持。  
また、資本的収支における繰入金は、企業債の元金相当額とします。
- ⑤平成 29 年度以降の「普及率」「水洗化率」「有収率」は次の数値を用います。  
「普及率」：平成 37 年度を 94.4%とし、毎年度一定割合（1.40%）上昇させる。平成 38 年度も同様の計算を行います。  
（富士川町污水处理施設整備構想より）  
「水洗化率」：「第一次富士川町総合計」では平成 29 年度の水洗化率の計画を 85.0%としていますが、平成 28 年度において 87.5%と上回っているため、平成 28 年度実績を用います。  
「有収率」：平成 28 年度の実績を用います。
- ⑥下水道使用料は平成 29 年度と平成 32 年度で 10%の改訂
- ⑦職員給与費：平成 28 年度決算における増加額を平成 29 年度以降継続
- ⑧経費：平成 30 年度は、平成 29 年度における実績 30,813 千円のうち、当該年度のみ発生する経費を除いた 20,997 千円とし、平成 31 年度以降は、さらに 1,000 千円を削減させ 20,000 千円とします。
- ⑨支払利息：既発行の企業債に係る利息に加え、平成 30 年度以降起債する企業債の利息を 1.2%として計算

使用料収入計画 バターン②

(単位：千円、%)

	経費実績	計画人口	人口統計	人口減少率	区域内人口	普及率	水洗化率 設備率	水洗化率	有収率
H27年度実績	393		15,916		12,160	76.9%	9,351	76.9%	91.1%
H28年度実績	395	14,450	15,668	-1.6%	12,229	78.4%	10,701	87.5%	95.8%
H29年度計画			15,441	-1.4%	12,816	83.0%	11,215	87.5%	95.8%
H30年度計画			15,085	-2.3%	12,732	84.4%	11,141	87.5%	95.8%
H31年度計画			14,729	-2.4%	12,637	85.6%	11,058	87.5%	95.8%
H32年度計画		15,050	14,372	-2.4%	12,532	87.2%	10,966	87.5%	95.8%
H33年度計画			14,184	-1.3%	12,567	88.6%	10,997	87.5%	95.8%
H34年度計画			13,996	-1.3%	12,596	90.0%	11,022	87.5%	95.8%
H35年度計画			13,808	-1.3%	12,621	91.4%	11,041	87.5%	95.8%
H36年度計画			13,620	-1.4%	12,639	92.8%	11,060	87.5%	95.8%
H37年度計画	472.1		13,431	-1.4%	12,679	94.4%	11,095	87.5%	95.8%
H38年度計画			13,243	-1.4%	12,687	95.8%	11,102	87.5%	95.8%

	年間総処理水量(m <sup>3</sup> )	人口一人当たり処理水量(m <sup>3</sup> )	年間有収水量(m <sup>3</sup> )	単戸別(1戸あたり)(m <sup>3</sup> )	単戸別(1戸あたり)(m <sup>3</sup> )	回収率	使用料収入(固定額/枚数)	平均使用料(円/20戸)
H27年度実績	1,418,802	152	1,293,052	132,757	131,156	98.8%	122,923	2,029
H28年度実績	1,367,668	128	1,309,720	134,766	132,669	98.4%	124,783	2,026
H29年度計画	1,435,520	128	1,375,228	153,269	-	-	141,916	2,229
H30年度計画	1,426,048	128	1,366,154	152,258	-	-	140,980	2,229
H31年度計画	1,415,424	128	1,355,976	151,124	-	-	139,930	2,229
H32年度計画	1,403,648	128	1,344,695	164,860	-	-	152,648	2,452
H33年度計画	1,407,616	128	1,348,496	165,326	-	-	153,080	2,452
H34年度計画	1,410,816	128	1,351,562	165,702	-	-	153,428	2,452
H35年度計画	1,413,632	128	1,354,259	166,032	-	-	153,733	2,452
H36年度計画	1,415,680	128	1,356,221	166,273	-	-	153,956	2,452
H37年度計画	1,420,160	128	1,360,513	166,799	-	-	154,444	2,452
H38年度計画	1,421,056	128	1,361,372	166,904	-	-	154,541	2,452

収益シミュレーション

(単位:千円, %)

区 分		年 度		27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		27年度	28年度												
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	123,437	123,404	142,116	141,180	140,130	152,848	153,280	153,628	153,933	154,156	154,644	154,741		
	(1) 料 金 収 入	122,923	123,112	141,916	140,980	139,930	152,648	153,080	153,428	153,733	153,956	154,444	154,541		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他	514	292	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
	2. 営 業 外 収 益	335,777	287,685	194,347	194,316	195,340	196,364	197,364	198,364	199,364	200,364	201,302	202,240		
	(1) 補 助 金	246,553	196,144	101,469	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
	他 会 計 補 助 金	246,553	196,144	101,469	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	89,224	91,541	92,878	94,316	95,340	96,364	97,364	98,364	99,364	100,364	101,302	102,240		
	(3) そ の 他														
収 入 計 (C)	459,214	411,089	336,463	335,496	335,470	349,212	350,644	351,992	353,297	354,520	355,946	356,981			
支 出	1. 営 業 費 用	252,754	270,876	303,925	294,365	290,855	289,807	290,522	296,270	298,365	296,552	298,913	300,599		
	(1) 職 員 給 与 費	19,251	19,541	20,032	20,032	20,032	20,032	20,032	20,032	20,032	20,032	20,032	20,032		
	基 本 給 付 費	8,584	8,754	8,924	8,924	8,924	8,924	8,924	8,924	8,924	8,924	8,924	8,924		
	退 職 給 付 費														
	そ の 他	10,667	10,787	11,108	11,108	11,108	11,108	11,108	11,108	11,108	11,108	11,108	11,108		
	(2) 経 費	1,813	1,326	30,813	20,997	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		
	動 力 費														
	修 繕 費														
	材 料 費														
	そ の 他	1,813	1,326	30,813	20,997	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		
(3) 減 価 償 却 費	231,690	250,009	253,080	253,336	250,823	249,775	250,490	256,238	258,333	256,520	258,881	260,567			
2. 営 業 外 費 用	95,092	88,043	83,297	78,151	71,782	65,649	59,492	53,345	47,541	42,532	38,374	33,974			
(1) 支 払 利 息	95,092	88,043	83,297	78,151	71,782	65,649	59,492	53,345	47,541	42,532	38,374	33,974			
(2) そ の 他															
支 出 計 (D)	347,846	358,919	387,222	372,516	362,637	355,456	350,014	349,615	345,906	339,084	337,287	334,573			
経 常 損 益 (E)=(C)-(D)	111,368	52,170	△ 50,759	△ 37,020	△ 27,167	△ 6,244	630	2,377	7,391	15,436	18,659	22,408			
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	111,368	52,170	△ 50,759	△ 37,020	△ 27,167	△ 6,244	630	2,377	7,391	15,436	18,659	22,408			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)															
流 動 資 産 (J)															
流 動 負 債 (K)															
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	123,437	123,404	142,116	141,180	140,130	152,848	153,280	153,628	153,933	154,156	154,644	154,741			
経 常 収 入 支 比 率 ((L)/(M) × 100)	132.0%	114.5%	86.9%	90.1%	92.5%	98.2%	100.2%	100.7%	102.1%	104.6%	105.5%	106.7%			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															

資本的収支シミュレーション

(単位:千円)

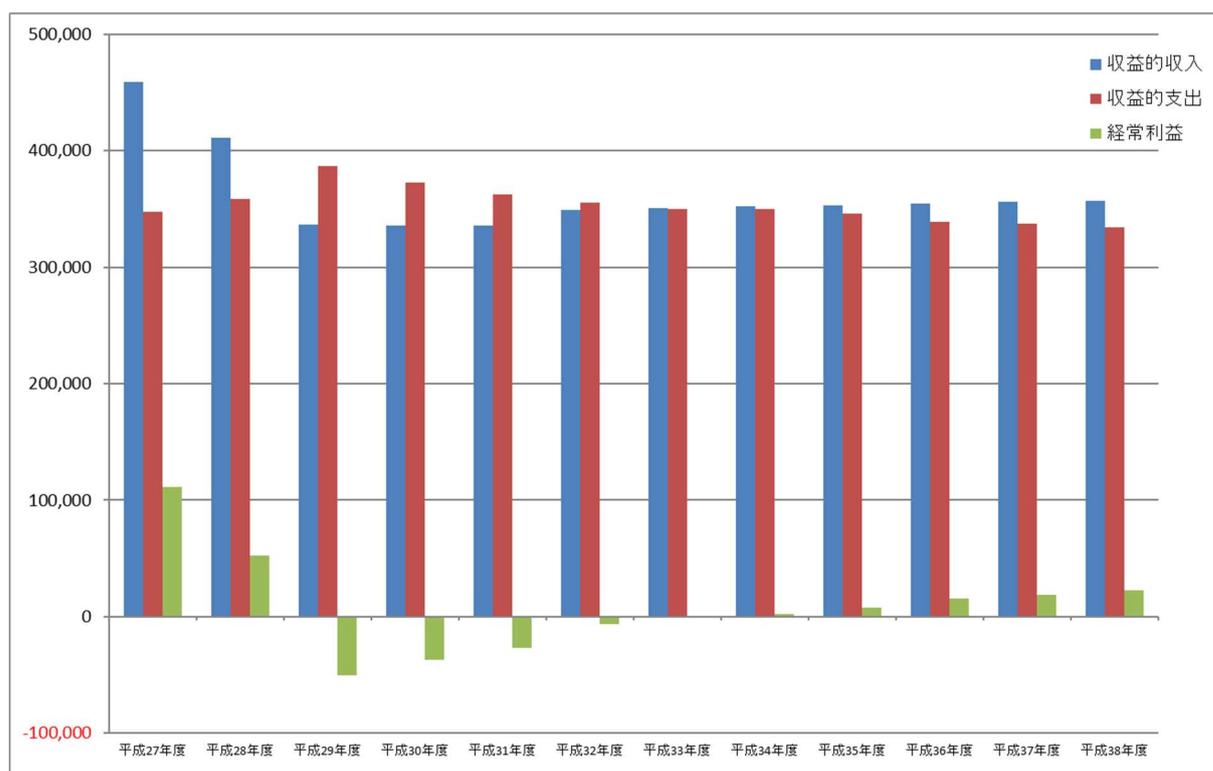
区 分		年 度											
		27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
資本的 収入	1. 企業債	99,500	121,800	132,800	73,743	73,743	72,000	72,000	72,000	72,000	67,500	67,500	67,500
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	121,340	174,726	291,466	296,011	278,830	267,416	270,393	268,097	249,459	226,573	208,067	194,392
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	95,440	106,986	115,000	81,937	81,937	80,000	80,000	80,000	80,000	75,000	75,000	75,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	143,274	8,921	33,000	8,193	8,194	8,000	8,000	8,000	8,000	7,500	7,500	7,500
	9. その他												
	計 (A)	459,554	412,433	572,266	459,884	442,704	427,416	430,393	428,097	409,459	376,573	358,067	344,392
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	459,554	412,433	572,266	459,884	442,704	427,416	430,393	428,097	409,459	376,573	358,067	344,392
	資本的 支出	1. 建設改良費	326,182	249,160	212,253	163,873	163,874	160,000	160,000	160,000	160,000	150,000	150,000
うち職員給与費		3,942	3,994	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
2. 企業債償還金		275,596	284,210	291,466	296,011	278,830	267,416	270,393	268,097	249,459	226,573	208,067	194,392
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	601,778	533,370	503,719	459,884	442,704	427,416	430,393	428,097	409,459	376,573	358,067	344,392	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	142,224	120,937	△ 68,547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源不足額 (E)-(F)	142,224	120,937	△ 68,547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													

○他会計繰入金

区 分		年 度											
		27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収支分		246,553	196,144	101,469	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	うち基準内繰入金	246,553	196,144	101,469	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	うち基準外繰入金												
資本的 収支分		121,340	174,726	291,466	296,011	278,830	267,416	270,393	268,097	249,459	226,573	208,067	194,392
	うち基準内繰入金	50,115	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595	51,595
	うち基準外繰入金	71,225	123,131	239,871	244,416	227,235	215,821	218,798	216,502	197,864	174,978	156,472	142,797
合 計		367,893	370,870	392,935	396,011	378,830	367,416	370,393	368,097	349,459	326,573	308,067	294,392

収益的収支シミュレーション及び資本的収支シミュレーションにおける主要項目のグラフを以下に示します。

### ①収益的収支計画



平成 29 年度の予算ベース（損益ベース）では 50,579 千円の赤字を見込んでいます。

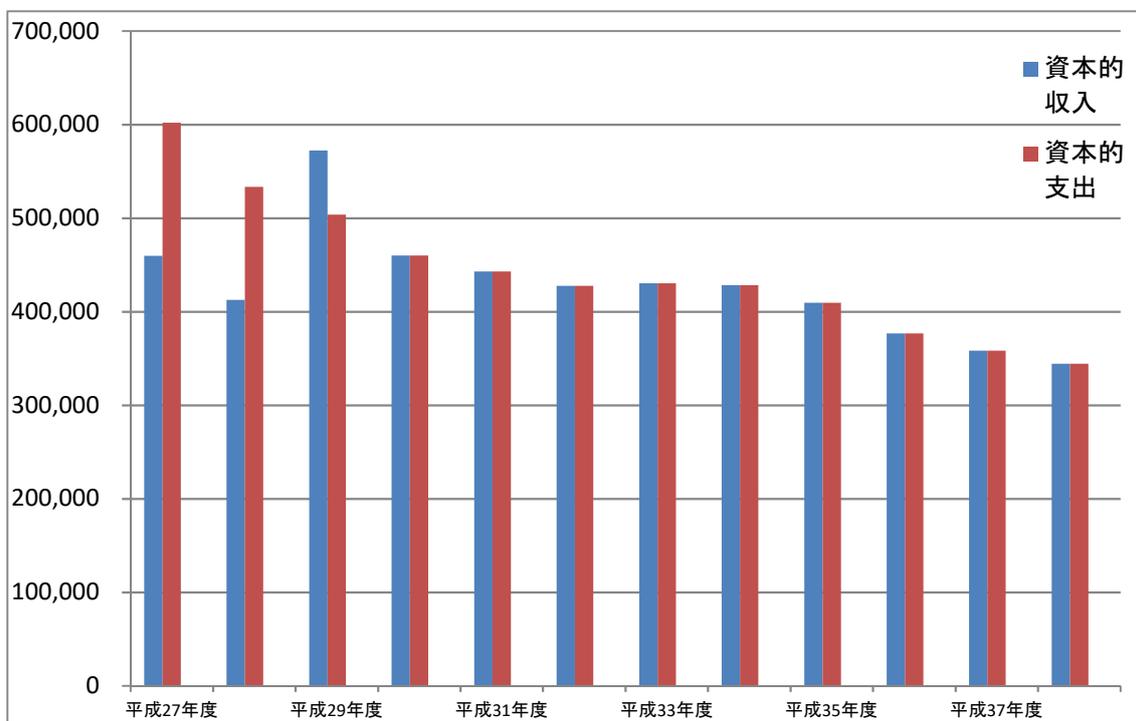
平成 32 度までは赤字決算が続く見込みですが、平成 33 年には黒字に転じ、経常収支比率も、平成 38 年度には 106.7%となる見込みです。

しかし、使用料改定が実現しなかったり、本計画の改定率 10%を下回る改定であったりすると、収支均衡は図れなくなります。

さらに、本町は釜無川流域下水道に接続しているため、処理場の修繕や更新に伴う負担金の増加も考えていかなければなりません。

また、前提条件である普及率や、接続率、有収率の計画達成が困難であれば、使用料をさらに上げる必要がでてきます。

## ②資本的収支計画



本町では、平成38年度までに整備を終わらせる予定で、平成38年度には資本的収入が資本的支出に不足する金額、すなわち補てんしなければならない金額はゼロとなります。

しかし、本計画には計画期間内における大規模修繕は加味しておらず、仮に計画期間内に大規模修繕がなくても、平成38年度以降、老朽化対策は避けては通れない上に、起債ができないため、基金積立等の財源手当を早い時期から準備する必要があります。

### **(3) 投資・財政計画の策定にあたっての説明**

#### **① 収支計画のうち投資についての説明**

##### **(ア) 投資の目標に関する事項**

本町の下水道整備は、平成 38 年度までに完了させる予定となっています。

##### **(イ) 管渠の建設・更新に関する事項**

38 年度まで建設予定がありますが、同様に平成 38 年度に供用開始から 35 年が経過するため、大規模修繕の必要性が出てくる可能性があり、今後詳細な調査が必要となります。

##### **(ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項**

平成 38 年度に概ね下水道事業計画区域の整備が完了し、その後の大規模整備は今のところ計画していません。

##### **(エ) 投資の平準化に関する事項**

本町では投資計画通りの事業が進行し、企業債償還についても問題なく償還できる予定であることから、平準化の必要はないと思われます。

#### **② 計画のうち財源についての説明**

##### **(ア) 財源の目標に関する事項**

補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成 38 年度までで計画していません。

##### **(イ) 利用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項**

本町では、人口は減少していくものの、接続率の向上、水洗化率の向上、有収率の維持・向上等により、今後の使用料収入は増加する計画としています。

前述の通り、前提条件が崩れた場合は、料金改定率の再検討をしなければなりません。

##### **(ウ) 企業債に関する事項**

今後の建設改良費に係る企業債については、富士川町公共下水道事業計画（釜無川流域下水道関連）に基づき計画しています。

#### (エ) 繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金は基準内だけでは補てんしきれないため、基準外繰入も含めて補てんします。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### (ア) 民間の活力の活用に関する事項

(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

釜無川流域下水道で、富士川町にある終末処理場の管理は、山梨県で実施しているため、管渠のみ管理についての導入が可能かどうかについて現段階では未検討です。

#### (イ) 職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数は変えずに、平成 29 年度は予算ベースで算定し、以降、平成 29 年度における増加額と同額を毎年度増加させています。

#### (ウ) 委託費に関する事項

現在の委託状況を勘案し算定しています。

#### (エ) その他の経費

平成 29 年度は予算ベースで算定し、平成 30 年度は、当該年度には発生しない委託料(約 10,000 千円)を減額しています。

平成 31 年度以降は、さらに 1,000 千円の削減を図ります。

### (4) 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

##### (ア) 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成 38 年度に概ね下水道事業計画区域の整備が完了予定です。その後の大規模整備は今のところ計画していません。

##### (イ) 投資の平準化に関する事項

平成 38 年度までに整備完了を目指しており、現状は投資の平準化の必要はないと

考えていますが、未完了の整備が出た場合には、収支の状況によっては投資の平準化も検討いたします。

#### (ウ) 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)

社会情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用が求められている。その手法として町の実情を考慮し検討していきます。

### ②今後の財源についての考え方・検討状況

#### (ア) 使用料の見直しに関する事項

前述の釜無川隆起下水道の維持管理負担金の改定、将来の大規模修繕費用等を考慮すると、経営状況を踏まえたうえで必要に応じて、料金改定が必要となります。

#### (イ) 資産活用による収入増加の取組について

新たな大規模建設投資は平成 38 年度に概ね完了予定ですが、同様に平成 38 年度から整備開始から 35 年が経過するため、大規模修繕のための資金準備が必要となってくる。修繕に関しては起債ができないため、財源確保のための基金積み立ても検討していきます。

#### (ウ) その他の取組み

建設改良に当っては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

### ③投資以外の経費についての考え方・検討状況

#### (ア) 民間活力の活用に関する事項

##### (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

社会情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用が求められている。その手法として町の実情を考慮し検討していきます。

#### (イ) 職員給与費に関する事項

現状課全体で6名の職員が配置されていますが、上水道も兼任しているため、現実問題としてこれ以上の人員削減は困難であることから、大きな削減を図ることはできません。

#### (ウ) 動力費に関する事項

釜無川流域下水道において、終末処理場の管理は山梨県で実施しているため、本町ではマンホールポンプの電気代について、電力自由化になったため契約先について検討していきます。

#### (エ) 薬品費に関する事項

該当ありません。

#### (オ) 修繕費に関する事項

今後の修繕に関しては、幹線、枝線については区域を定め管路清掃に合わせ定期的に点検し、必要に応じ修繕していき、破損等の不具合が生じた段階で早急に対応する方向で考えています。また、ストックマネジメントやアセットマネジメントを導入し、効率的な修繕計画を立てていくことが必要と思われれます。

#### (カ) 委託費に関する事項

現状委託している業務に関しては今後も民間委託で行う予定だが、委託料の妥当性などを検討し、事業費の削減に取り組みます。

#### (キ) その他の取組み

水洗化促進、収納率向上など、財源確保につながる経費については、費用対効果を検証しつつ取組みを検討していきます。

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも3年～5年毎に見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本戦略の事後検証、更新を行っていきます。

また、本町の下水道事業は企業会計への移行を検討中のため、損益の概念はまだ存在していないが、企業としての営業効率や将来投資額の正確な把握を行うために、本計画においては法適企業の書式にて作成しています。

今後、企業会計に移行した場合は、改めて本戦略の見直しを行ったうえで、将来の計画を立てる必要があると考えられます。